

平成 29 年度 日置市教育委員会定例会（9 月）議事録

○日時：平成 29 年 9 月 20 日（水）19 時 30 分～20 時 57 分

○場所：日置市中央公民館 研修室 2、3（3 階）

○出席者

委員：奥教育長、内村委員、折田委員、中島委員、比良委員

事務局：満留（事務局長）、松田（教育総務課長）、梅北（社会教育課長）、
豊永（学校教育課長）、福山（東市来支所教育振興課長）、丸田（日吉
支所教育振興課長）、秋葉（吹上支所教育振興課長）、上之原（教育総
務課長補佐）、馬場（教育総務係長）

1 開会

奥教育長：それでは、定例教育委員会を始めたいと思います。

今回は、市民のみなさまに傍聴をしていただくということで 19 時 30
分からの夜間開催ということで、ご協力をよろしく申し上げます。

2 前回議事録の承認

奥教育長：前回議事録の承認ということで、ご意見修正等はございましたし
ょうか。

（特になし）

奥教育長：特にないようですので前回の議事録は承認ということでお願いいた
します。

3 委員及び教育長の報告

奥教育長：委員及び教育長の報告ということで、比良委員からお願いします。

比良委員：これまでに出席した会等について報告します。

9 月 2 日に伊集院地域キッズフェスティバルという子ども会の発
表会がありました。始めに、市が主催する体験活動のチャレンジ天草
に参加した伊集院中学校の 1 年生、それから、少年海外派遣事業でア

メликаに行った伊集院中学校2年生の発表がありました。2人ともスライドなどを活用して充実した参加の様子を分かりやすく報告してとても良かったと思います。

次に2つの子ども会の発表と5つの子ども会のパネルの展示発表会がありました。ダンスをしながら後ろでスライドを紹介するという感じで活動の様子がよく分かりました。

最後に、KYT研修というのをしたあとに、紙兜作りという創作活動がありまして、親子で熱心に取り組んでおりまして、とても中身が充実した発表会でした。伊集院地域内の子どもたちが健全に育つには、親の方々も大変ですけれども、やはり子ども会の組織がしっかりしていることと、そこで発表するところもしっかりしておりました。また、それを見に来た他の子ども会の代表の方々も活動の仕方が分かり、とても良い活動で、続けて欲しいと思います。ただ、課題となるのが地域によっては子どもが少なくて活動ができないというところも出てくるということです。

9月10日は、伊集院中学校と伊集院北中学校の体育大会があり、出席させていただきました。天気にも恵まれまして両中学校とも先生方の指導の下にどの競技も熱心に取り組んで、生徒たちが一生懸命競技をしており、とても良かったと思います。以上です

奥教育長：ありがとうございました。続きまして折田委員お願いします。

折田委員：2つほど報告いたします。

8月28日、29日は、吹上地域で最も伝統的な踊りである伊作太鼓踊りの奉納と、各地域を回っての披露がありました。全地区が輪番で持ち回りで踊るのですが、今年は和田地区が当番でした。小学生の子どもから中学生、高校生、20代、30代、40代の方もいらしたのではないかと思います。子どもからお年寄りまで大変良い踊りを披露していただいたと思います。2日間とも天気に恵まれて、雨も全く降らなかったのではないかと思います。良い伊作太鼓踊りの奉納ができたのではないかと思います。

それから、比良委員と同じですが、9月10日は吹上中学校の運動会に行きまして。中学校の運動会がこのように早くあるのはめずらしく、いつもは9月の中旬から後半ではなかったかと思えます。高校生並みだと、練習も大丈夫だったのかと思いましたが、もちろんさすが中学生は、開会式、応援団、すべての競技においてしっかりとした演技を見せてくれたと思えます。良い運動会ができたと思えます。以上です。

奥教育長：ありがとうございました。それでは、中島委員をお願いします。

中島委員：9月10日東市来中学校の体育大会に参加させていただきました。晴天に恵まれまして、今、折田委員からもありましたように例年、回を重ねるごとに各競技のレベルがアップしていると思うところでした。いろいろとスポーツ活動、部活動等の中での分も生きているのではないかと思いました。天候も良くて、例年熱中症なども叫ばれておりまして、この大会でも時間をおいて補水や給水場所等のアナウンスもあり、生徒だけでなく来ていらっしゃる保護者の方々へのお願い、PTAも含めてしっかりとしていってくださったことにより、天候も考慮していらっしゃると思ったところでした。

9月17日は上市来小中学校の体育大会、運動会でしたが、台風の影響で翌日18日に順延ということで、仕事の都合で参加できませんでした。以上です。

奥教育長：ありがとうございました。それでは内村委員をお願いします。

内村委員：8月、9月と夏祭りが各地で開催されましたが、8月26日に、吉利地区公民館の夏祭りが開催されました。昼からの準備作業に地区の中学生が、ほとんど当たり前のように参加し、テント立て等に汗を流して頑張っていました。夕方からの舞台発表では、小中の児童・生徒のみなさんが、吉利小校歌を堂々と大きな声で歌って、地域の方々に深い感動を与えてくれました。また、10人しかいない日吉中学校吹奏楽部の生徒のみなさんが、初めて出演し、素晴らしい楽器の音色を夜空に響かせてくれました。

9月10日は、日吉中学校の体育祭が開催されました。今年度から各学年1クラスの計108名になり、また、クラス減少に伴い、体育専科の教師がいなくなり、美術の教師が体育の掛けもちという状況で、心配しました。そのような中、生徒一人一人が自ら責任を果たすべく、大会スローガン「Smile Is best 最高の笑顔と共に～」を実践すべく、走りでも応援合戦でも最後まで全力で力を出し切り、終わった後の爽やかな笑顔がとても素晴らしく、観客のみなさんの心に響く体育祭でした。男子100mでは、40年ぶりに新記録ができました。部活動も殆どの生徒が頑張っているということで「文武両道」の日吉中学校の今後の躍進がとても楽しみな1日でした。

また、今月24日は、日吉地域の4小学校で、閉校大運動会となります。各学校は地域のみなさん、卒業生、保護者、子どもたちが1つになって、趣向を凝らしたドローンでの記念写真、マスゲーム等で感動の運動会になることでしょう。私からは以上です。

奥教育長：はい、ありがとうございました。私もいろいろございましたけれどもいくつかピックアップして申し上げます。まず8月23日は、建設業界の方々のボランティア活動、こちらは毎年行っており、伊集院地域では妙円寺小学校の遊具施設、東市来地域も聞いております。

8月24日は、鹿児島国体の市の実行委員会の設立総会ということでは、いよいよ国民体育大会にむけて動き出したところです。

8月25日、のびゆくひおきっ子Ⅱ推進事業で教科研究会が開催されました、これには鹿児島大学の先生方が5人来られて、ご指導をいただいて大変有意義な会だったと思います。その他夏祭り、小中高等学校の運動会、体育祭、そして敬老会等にも出席させていただいたところです。

それから、9月7日から9月の定例議会が始まっておりまして、今日と先週の金曜日から3日間一般質問でした。概要だけ申し上げますと、教育委員会に対しましては、6人の方から9本ご質問をいただきました。市長が答弁をいたしました関連するものまで入れま

すと、8人の方から11本質問をいただいております。項目だけ申し上げます。不登校児童生徒の支援、スクールバスの活用、これは一般の方も活用できないかというご意見でございます。それから、体育施設等に公衆無線LANを設置できないかという質問です。それから、生活困窮者自立支援法というのがあるのですが、それに基づく学習支援についてと、食品ロスの問題です。それから、再編に伴いまして日吉地域の小学校の跡地活用について、さらに原発事故を想定した学校の避難訓練の現状、それから、NIEというのがございます。N I EというのがございましてNewspaper In Educationの略になりますが、新聞の教育への活用です。それから、幼稚園の耐震状況、これは避難施設に関してのものでございます。最後は普通教室へのエアコン設置ということで、このエアコン設置に関することについては、今後検討という答弁をしました。以上が、私の報告と議会の概要でございました。

4 議事

報告第19号平成29年度日置市一般会計補正予算(第4号)の市長への意見具申について

奥教育長：引き続きまして4の議事に入っていきます。

議事に入る前に事務局から連絡事項等ございませんか。

馬場係長：本日の議事でございますが、個人情報等の非公開とすべき事項等ございませんので、全て資料を公開ということで進めさせていただきたいと思っております。以上です。

奥教育長：それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

それから、今日はすべて報告となっておりますのでそのようにご理解ください。

報告第19号平成29年度日置市一般会計補正予算(第4号)の市長への意見具申について松田課長説明をお願いします。

松田課長：報告第19号は、平成29年度日置市一般会計補正予算(第4号)の市長への意見具申についてでございます。平成29年度日置市一般会計補正予算(第4号)について意見を求められ、臨時に代理し別紙のと

おり回答したので、日置市教育員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

8ページをご覧ください。今回の補正予算といたしましては、10款の教育費、補正前の予算額が2,184,474千円、補正予算額として33,459千円を増額し、補正後予算額を2,217,933千円とするものでございます。

次に27ページをお開きください。歳出について説明してまいりますが、教育総務課それから学校教育課所管関係の該当補正予算について説明申し上げます。今回の補正では、いちき串木野市との教科書採択協議会の負担金、それから来年開校する日吉小学校の開校関連予算、また小中学校の急を要する施設の修繕などの増額をいたしたところでございます。

主なものだけを説明してまいります。10款1項2目の事務局費でございしますが、一番下の19節負担金、補助及び交付金は29千円を増額でございします。平成30年度から小学校道徳が正式な教科となる為、本年度、日置地区教科用図書採択協議会を開催し、教科書を決定する為、いちき串木野市と児童数割による負担金を出し合い、採択を協議するものであります。この分の増額です。

次に28ページ、10款2項1目学校管理費でございします。11節の需用費は1,154千円を増額で、そのうち消耗品費は100千円を増額で、来年開校する日吉小学校の開校行事用の封筒などの購入に伴うものです。印刷製本費は、54千円の増で同じく日吉小学校開校行事用リーフレットの印刷経費です。施設維持修繕料は1,000千円の増で、日置小学校理科室前の漏水修繕、それから花田小学校火災報知設備修繕などを工事するものでございします。それから、12節役務費は、17千円の増で日吉小学校開校案内文書発送のための切手代です。

29ページの13節委託料は、317千円を増額でその他委託料として日吉小学校校章について、7月開催の再編準備委員会で最終選考がなされ決定をしたことから、この校章を使用する日吉小学校演台用の校章作成に100千円、開校横断幕作成に87千円、開校記念樹植樹委託

に130千円を計上したものでございます。18節の備品購入費は1,020千円の増額です。再編に伴い旧5校の校旗を日吉小学校に展示するため、展示棚の購入と花田小学校パソコン室エアコンが故障しておりまして、部品がなく基盤交換ができず、新たに買い替えるものでございます。

次に10款3項1目学校管理費でございます。11節需用費は2,750千円の増額です。施設維持修繕料で、日吉中学校トイレ配管漏水による修繕、吹上スクールバス車庫電動シャッターの故障による修理、こういったものをするために補正をしたものでございます。

奥教育長：では、次に社会教育課長お願いします。

梅北課長：社会教育課所管の説明をいたします。資料は29ページの下になります。10款5項1目社会教育総務費の職員手当は割愛させていただきます。

13節その他委託料でございます。30ページの上段になります。国県事業の採択を受けまして青少年健全育成市民会議への委託としまして、家庭教育手帳等の作成業務ということで500千円の増額補正ということになります。これは後程、歳入で説明いたします。

10款6項2目体育施設費でございます。11節需用費の施設維持修繕料でございます。日吉運動公園野球場固定ベース等の修繕に伴う290千円の増額補正、それと、吹上浜公園内の複合遊具施設の修繕に伴う1,195千円の増額補正でございます。この複合施設につきましては、全ての修繕ではなく一部の修繕ということになります。

それと13節委託料でございます。投資的委託料といたしまして吹上浜公園の隣接地に多目的サッカー場、仮設ですが建設費に伴う基本設計業務委託ということで、22,010千円の増額補正でございます。その他委託料としまして、B & G東市来海洋センターの源泉の湯量がほとんどなくなったということで、原因が源泉管の詰まりであり、源泉管の洗浄等の委託で1,200千円の増額補正となります。

15節工事請負費ですが、単独事業としまして小鶴ドーム内の50mの走路があるのですが、その走路が隆起しておりまして、今後、梅マ

ラソン等もそこで受付をする際に受付をしに来た方々がつまづいて怪我をする恐れがあるため、除去に伴います 1,100 千円の増額補正となります。

歳入になり、ページが 25 ページになります。先程申しました地域で支える家庭教育推進事業の国県事業の採択により 500 千円の増額補正と、現在青少年健全育成市民会議へ 506 千円の補助金としての支給をしております。合わせて 1,060 千円なのですがこの事業の最高額の 750 千円が上限額となっておりまして、750 千円の 3 分の 2 が補助ということで、歳入として入ってきます。したがって 500 千円の歳入として計上させていただいております。以上です。

奥教育長: ただいま、補正予算について両課長から説明がありましたけれども、このご報告についてご意見ご質問等はございませんか。

(特になし)。

奥教育長: それでは報告第 19 号については承認といたします。

【報告第 19 号承認】

報告第 20 号伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区、2 工区）請負契約の締結に係る市長への意見具申について

奥教育長: 続きまして報告第 20 号伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区、2 工区）請負契約の締結に係る市長への意見具申について事務局より説明をお願いします。

松田課長: 報告第 20 号は、伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区、2 工区）請負契約の締結に係る市長への意見具申についてでございます。伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区、2 工区）請負契約の締結について意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 24 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

34 ページをお開き下さい。議案第 46 号としまして伊集院北小学校校舎建築工事（1 工区）請負契約の締結について書いてございます。請負金額は 394,200 千円で、契約の相手方は前屋敷・東福特定建設工

事共同企業体が落札し、仮契約をいたしておりました。この契約案件につきましては、日置市議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定によりまして、150,000千円以上の工事につきましては議会の議決を要するというので、入札当初は仮契約、議決を得た時に本契約となるとなっております。2工区につきましては、議案第47号としまして伊集院北小学校校舎建築工事（2工区）請負契約の締結についてですが、契約金額が243,000千円、相手方につきましては坂本・東特定建設工事共同企業体が契約をいたしております。校舎の説明になりますが40ページをお開き下さい。現在の校舎が建っておりますが、その上に新校舎としまして斜め線でひいてあるのが1工区、面積が1,933.57㎡ということで、鉄筋コンクリート造りの2階建てでございます。それから網掛けの鍵型になっているところが2工区、それから1工区から体育館への渡り廊下、ここが2工区となっております。2工区が1,059.54㎡これも鉄筋コンクリートの2階建てでございます。面積が合計で2,993.11㎡という校舎を改築するものでございます。工期としましては、平成30年7月末までとなっております、完成しましたら、旧校舎から新校舎へ引越作業をいたします。その後、旧校舎の解体工事に入っていくという段取りになっております。今回は解体工事までは、入っておりませんが校舎の改築の部分だけの契約ということであります。以上よろしく願いいたします。

奥教育長：ただいま、事務局から説明がございました。何かご意見ご質問等ございますか。

内村委員：はい。

奥教育長：では内村委員。

内村委員：校舎を壊したあとの代替えはどこに作るのですか。

松田課長：今の校舎を使いながら後ろに改築していきます。改築工事が終わりましたら、旧校舎を解体するという段取りで、伊作小のようなプレハブは設置しません。

奥教育長：よろしいでしょうか。では比良委員。

比良委員：確認で元の校舎の北側に造るのかという質問でした。そうなると前の部分がだいぶ空いてきますがそこは学校が活用するのでしょうか。

松田課長：前が空くということもございましたけれども、前に国道が通っております、やはり騒音とかそういうものもありますので、今回は後ろにということで、設計をしたところでございます。以前は講堂などもありまして、ある程度音を遮るものがあったのですが、取り壊してから直接騒音が聞こえるようになったので後ろに下がったところであります。

奥教育長：では、よろしいですか。

（異議なし）

奥教育長：それでは報告第20号については承認といたします。

【報告第20号承認】

報告第21号日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

奥教育長：それでは続きまして、報告第21号日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について事務局より説明をお願いします。

馬場係長：49ページになります。報告第21号日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。日置市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成17年日置市教育委員会規則第2号）について、別紙のとおり改正し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

53ページをお開き下さい。新旧対照表となっております。右が現行左が改正後（案）となっております。今回の改正のポイントとしては2つございます。

まず1つ目は実務に合わせて事務分掌を改正いたしました。

2つ目は支所部局それから他市の状況の規則の作りなどを参考にしながら改正いたしました。細かいところで字句の修正を加えたところがございます。

まず、第27条の第2項をご覧いただきたいと思います。そちらに表がございます、右の現行が所管区域というものが入っております。こちらは、各支所の所管する地域ということで区域が書いてあるのですが、これについて他市のつくりを見たときに、このように教育委員会組織として明記していないということから、ここは削除しております。代わりに第28条のところに課と係を明記してありますが、それを繰り上げてひとつの表として表示をしてございますので、左の改正後の課の表記となっております。それに伴いまして第28条の改正後は削除ということになっております。

次の54ページをお開き下さい。第38条なのですがこちらの第10号と第11号それぞれ東市来から日吉ということで、区域が順番の序列があるのですが、それを入れ替えると同時に日吉の図書館の正式名称がひよし図書館ということで名称変更をしてございます。第40条をご覧下さい。第9号に右の改正前に日置市奨学資金選考委員会というのがございます。4月1日からこちらの選考委員会は市長部局の業務として移行されましたので、今回の改正に伴いまして附属機関からは削除させていただいております。

55ページをご覧下さい。55ページの別表第1は事務分掌ということで、教育総務課から社会教育課それから支所まで書いてあります。こちらは先程申しましたとおり、今の実態の業務に合わせて改正をさせていただきました。細かいところはたくさんありますが、詳細についてはまたご覧いただきたいと思っております。

57ページをお開き下さい。2の支所共通の事務分掌でございます。こちらの右は本庁業務と同じように事務分掌がこれまで掲載されていたのですが、左の改正後の内容は、教育総務課が所管する分掌事務のうち、事務局長が支所で実施することが必要であると判断した事務に関するということと書かれております。本庁業務の事務

分掌の書きぶりとは少し表現が違っているわけですが、基本的な考え方といたしましては、支所で本庁業務と同じような業務をやっていくというのがベースにございます。それプラスアルファで、例えば支所独自の業務、吹上支所でいえば歴史民俗資料館の管理であったり、東市来支所であれば文化交流センターの管理であったりというのがあるのですが、そういったものについては事務局長の判断で実態に合わせて事務をやっていただくということで取扱いをさせていただきます。これについては、始良市がこのような取扱いをしているということでございます。そして、この表記にしたことに伴いまして今後、組織再編などがあつた場合には、わざわざこれに関して改正をする必要はないというようなことであります。こういう事務分掌の改正を含めまして今回実施いたしました。

52ページにお戻りいただきまして、附則といたしましてこの規則は平成29年9月1日から施行させていただいているところであります。審議のほどをよろしく申し上げます。

奥教育長：ただいま説明のあつたとおりでございまして、読み込まないと中身が複雑であろうと思いますが、このことについてご意見ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思ひます。このように改正をしたという報告でございませう。

(特になし)

奥教育長：よろしいでしょうか。もし何かご質問等ございましたら後程申し上げます。それでは報告第21号につきましては承認といたします。

【報告第21号承認】

報告第22号日置市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について

奥教育長：続きまして報告第22号日置市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

馬場係長：79ページになります。報告第22号は日置市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則についてです。日置市立学校給食セン

ター管理運営規則(平成22年日置市教育委員会規則第4号)について、別紙のとおり改正し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

81ページをご覧ください。先程も説明しましたとおり、右が現行、左が改正後(案)となっております。第3条の業務でございますが、第3条は給食センターの次の各号に掲げる業務を行うということで13号まで書かれております。56ページをご覧ください。こちらの真ん中あたりに伊集院給食センターの事務分掌ということで1号から6号まで省略されておりますが、業務としてすべき内容がこちらに列記されております。先程の81ページの業務についても同じく業務内容が列記されておまして、事務分掌の業務が2つの規則で重複しているということでございますので、こちらの給食センター管理運営規則を削除いたしまして給食センター自体の事務分掌については、先程の行政組織等に関する規則で運営をしていただくということで整理をさせていただきました。

82ページをお開き下さい。上から2段目になりますが、右側の4号のところに給食センターの調理員の代表というのが運営委員として書いてあります。こちらの調理員の代表は、事務局としての立場から協議をしていただくのがいいということです。他の運営組織についても同様の形で取り扱っておりますので、事務職員についてはこちらを委員ということではなく、今回は削除とさせていただきました。それに伴いまして5号が4号に繰り上がっております。

第10条ですが、こちらでは新たに庶務という業務を付け加えました。運営委員会自体の庶務はどこがするのかという明記がありませんでしたので、こちらを教育総務課において処理するというので新たに加えさせていただきました。それに伴いまして10号11号が1号ずつ繰り下げということで改正をさせていただきました。

前の80ページをご覧いただきたいのですが、附則といたしまして平成29年9月1日からこちらの改正を施行させていただいております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。

奥教育長：報告第22号についてただいま説明がございましたが、何かございますか。こちらにもまたよくご覧いただいて、お尋ねになりたいことは、後程出していただければと思います。平成29年9月1日から施行となっており、こちらにも承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

奥教育長：それでは報告第22号は承認といたします。

【報告第22号承認】

報告第23号日置市スクールバス使用規則の一部を改正する規則について

奥教育長：続きまして報告第23号日置市スクールバス使用規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

上之原補佐：89ページになります。報告第23号日置市スクールバス使用規則の一部を改正する規則（平成20年日置市教育委員会規則第3号）について、別紙のとおり改正し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。改正理由といたしまして、以前からの学校再編に伴いまして通学区域が変更になった区域に居住する児童生徒が利用するスクールバス及び通学用タクシーの運行実績に合わせる必要がありましたので、スクールバスの運行及び利用について新たな条文整理を行ったものです。

93ページの新旧対照表をご覧ください。まず、題名が使用規則となっていたものを運行規則と改正をしております。第1条で日置市スクールバス（通学用タクシーを含む）ということで、今の運行を行っている通学用タクシーのスクールバス等をこちらに含めて整理をしております。

第2条ではスクールバスの利用対象者を規定しております。従来の使用規則にありました小学校の4キロメートル、中学校6キロメートル

ルという距離の条件の表示は今回の改正で、はずしております。利用対象者としては、2項の第1号で、日置市立幼稚園及び日置市立小学校並びに日置市立中学校の再編により、通学区域が変更になった別表の地域に居住する者のうち教育委員会が必要と認めた者としております。以下の2号3号については、現行の使用規則を繰り上げてそのまま使っております。その下の次の3項ですが、あとで報告いたします、スクールバスの運行規程に記載がありました内容でございます、スクールバス本来の目的以外に利用できるよう定めているものでございます。

94ページをお願いいたします。ここの第3条から第5条につきましては、文言整理でございますので省きます。第6条に運行についての委託ができるという条文を入れてございます。

95ページです。別表ですが、学校名と通学区域を定めております。東市来幼稚園につきましては、東市来町に住所を有する者となっております。上市来小学校は、旧高山小学校に居住する子どもたちが利用できるとなっております、湯田小学校につきましては、旧皆田小学校、日置小学校については旧扇尾小学校、永吉小学校については旧坊野小学校、伊作小学校は旧野首小学校、旧平鹿倉小学校、旧藤元小学校、日吉中学校については、旧扇尾小学校の区域です。吹上中学校については旧平鹿倉中学校、旧藤元中学校、旧永吉中学校と別表を定めてございます。なお、平成30年4月には日吉小学校が誕生いたしますが、またそれに合わせて別表の改正は行うこととしております。

92ページにお戻りください。この附則のところですが、この告示をというところを規則に訂正をお願いいたします。この規則は平成29年9月1日から施行させていただいております。以上説明を終わります。

奥教育長：ただいま、補佐から説明があったとおりです。報告第23号についてご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

比良委員：いいですか。

奥教育長：はい、比良委員どうぞ。

比良委員：今まで市はスクールバスを持っていないのですか。今もあるのですか。

上之原補佐：今まで吹上地域で3台スクールバスを持っておりまして、運行をしております。

比良委員：今度新しく3項のところ、事業又は行事に使用できるとありますが、今までは活用していたのですか。

上之原補佐：今までも利用はしております。ただ、その規定を定めておりませんでしたので、今回明確にさせていただいたところです。

比良委員：今度日吉が再編となれば、日吉地域でも新しく購入されるということでしょうか。

奥教育長：はい、そうであります。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。それでは報告第23号につきましては、承認としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

奥教育長：それでは報告第23号は承認といたします。

【報告第23号承認】

報告第24号日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

奥教育長：続けてまいります。報告第24号日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

上之原補佐：資料は101ページになります。報告第24号日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年日置市教育委員会規則第8号）について、別紙のとおり改正し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告いたします。現行規則の通学区域の表示方法に、地域により違いがあったことから、自治会表示に統一したもので、別表のみの改正となります。

それでは106ページの新旧対照表をご覧ください。別表（第2条関係）と書いてあります。東市来地域につきましては、従来から自治会表示であったと思いますが、統合された自治会等がそのまま表示されていたこともあり、今の現自治会の名前に改正しております。107ページの伊集院小学校からが伊集院地域の小学校になりますが、伊集院地域は現行では大字の表示で通学区域を定めておりましたので、今回他の地域と合わせて自治会での表示に改正しております。108ページです。日置小学校からが日吉地域ですが、日吉地域は公民館という表示になっておりましたので、そちらを自治会と改めているところです。108ページの下永吉小学校からが吹上地域ですが、吹上は大字を表示した上で自治会を表示しておりましたので自治会名だけの表示としてあります。中学校につきましては109ページの下になりますが、表現方法が学校によって各通学区域と表示してあるところがありましたので、各を除いてそれぞれ通学区域というかたちで表示をしております。105ページにお戻りください。附則としまして、この規則は、平成29年9月1日から施行させていただいております。以上説明を終わります。

奥教育長：ありがとうございました。ただいま、報告第24号についての説明がございました。何かございませんでしょうか。

（特になし）

奥教育長：表示を書き換えたということでしょうか。それでは、報告第24号は承認としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

奥教育長：それでは報告第24号は承認といたします。

【報告第24号承認】

報告第25号日置市吹上浜公園サッカー場（仮称）建設在り方検討委員会設置要綱の制定について

奥教育長：報告第25号日置市吹上浜公園サッカー場（仮称）建設在り方検討委員会設置要綱の制定について説明をお願いします。

梅北課長：報告第25号は、日置市吹上浜公園サッカー場（仮称）建設在り方検討委員会設置要綱の制定についてであります。日置市吹上浜公園サッカー場（仮称）建設在り方検討委員会設置要綱（平成29年日置市教育委員会告示第9号）について、別紙のとおり制定し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。これにつきましては今年3月の議会におきまして、人工芝サッカー場の建設を推進する陳情、それと同じく見直しを求める陳情が出され、建設に向けての採択を受けまして今回設置要綱を制定しております。これにつきましては、サッカー場だけでなく多目的に利用できる施設として活用できるように協議していただくように、今回各委員にも学識経験者3名、市内高等学校サッカー一部監督代表1名、市内中学校サッカー一部監督代表1名、市内サッカースポーツ少年団指導者代表1名、市体育協会代表1名、市スポーツ推進員女性の代表1名、市運動普及推進員代表1名で、こちらについては女性となっております。同じく市施設利用促進協会代表1名ということで、計10名の委員の方によりまして協議をしていただいております。

114ページをお開きください。設置要綱の部分ですが、第1条の設置につきましては、在り方検討委員会の設置についての要綱になります。第2条につきましては所掌事項といたしましてサッカー場の建設、附帯設備及び備品等に関する事、サッカー場の在り方に関する事、それ以外に前2号に掲げるもののほか、必要な事項であります。第3条が組織となっております。組織につきましては、先程話しました委員10名以内で組織しております。第4条につきましては委員長及び副委員長についてであります。第5条会議については委員長が必要に応じて招集するという事になっております。第6条の庶務は、吹上支所教育振興課において処理をいたします。第7条がその他でありこれにつきましては告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める事となっております。施行期日等については、この告示は平成29年7月12日から施行しております。場

所につきましては吹上浜運動公園のそばに吹上浜キャンプ場がありました。その駐車場の跡地に建設をする予定であり、サッカー場につきましては2面を予定しております。その中で附帯設備といたしまして会議ができるセミナーハウス、それと、1コートだけ使用することができる夜間照明、あとはフェンス等の工事同じく駐車場整備等を含んだ中で検討していただくようにしております。以上です。よろしく申し上げます。

奥教育長：ただいま、課長から報告第25号について説明がございましたが、これについてご意見ご質問等ございませんか。

内村委員：はい。

奥教育長：内村委員どうぞ。

内村委員：サッカー場在り方検討委員会の設置ですが、提案等はいつくらいを検討というか、目途としているのでしょうか。それからもう一点はこの委員が5の市スポーツ推進員が女性の代表となっておりますが、男女共同参画の観点から女性を入れているのかということです。

奥教育長：この委員会の報告の目途と、委員についての質問であります。

梅北課長：この委員会は6月補正で委員の補修ということで上程しまして、議会で承認をいただきまして8月16日に実施したわけですが、4回を予定しております。今後現地視察等を経て、場所等も確認したあとになります。期限としましては、第3条の第3項提言が終了した時に検討委員会は解散するということになっております。先程補正予算の説明もしましたが、基本設計を現在2月くらいに終える予定でありますので、ほぼ3月中には検討委員会の提言は終えるものというふうに考えております。

それから、女性登用というかたちですが、このサッカー場自体がサッカーだけでなく多目的利用を含んだかたちで作りたいということです。女性の意見も幅広くサッカーだけでなく意見も取り入れて女性の立場からも利用に即した施設にしたいという観点も含めまして女性登用もないということではないのですが、そういう観点から委員としてお願いしております。

内村委員：はい。わかりました。

奥教育長：よろしいでしょうか。それでは只今の報告第25号については承認としてよろしいでしょうか

（異議なし）

奥教育長：それでは只今の報告第25号については承認ということといたします。

【報告第25号承認】

報告第26号日置市中学校各種競技九州・全国大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

奥教育長：続きまして、報告第26号日置市中学校各種競技九州・全国大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いします。

上之原補佐：報告第26号日置市中学校各種競技九州・全国大会出場補助金交付要綱（平成17年日置市教育委員会告示第10号）について、別紙のとおり改正し臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告いたします。

この補助金要綱につきましてですが、企画課が所管しております行政評価というものがあまして、そちらで補助金の見直しを進めてくれということもあり、この補助金を検討したところ、定額制にしたらどうかという話も出ましてそちらに合わせて規則を改正したものでございます。

120ページの新旧対照表をご覧ください。現行の要綱につきましては、市の旅費既定と実費を比較して低い方の3分の1を補助するというものになっておりました。実費の算出にあたりまして全ての経費の領収書が必要となっており、大会に参加した生徒の保護者や学校の事務が大変であったということもお聞きしており、また大会が終わってから申請するまで多大な時間もかかっていたとのことでした。

その関係で支給も遅れてしまうということでございます。そこで、実費と市の運営規程の比較ではなくて過去2年間の実績をもととして、定額の補助として支給をすることと計画しました。その関係で領収書の添付を省きまして学校長の証明での申請、学校長がその旅費相当分の証明をしていただければ領収書の添付はしなくていいですということにしております。また、定額にしましても過去2年間の実績と比べましてさほど下がらなかったと設定をしております。

第2条の第3項、真ん中より中ほどですが大会の補助金については大会参加料と旅費、大会に出場する選手及び引率者1人の総数に次の区分に応じ、それぞれ定める額を乗じて得た額の合計額としております。アの全国大会又は沖縄県内で開催される九州及び全国大会は34,000円イ福岡県、長崎県、大分県及び佐賀県で開催される九州並びに全国大会7,500円ウ熊本県又は宮崎県で開催される九州及び全国大会6,500円エ大会等の参加日数が3日を超える場合には、超える日数に1,200円を乗じた額を加えるものとし、3日を下回った場合には、下回った日数に1,200円を乗じた額を減ずるものとしております。

全国大会について九州を離れる場合は34,500円沖縄とは別で34,000円、熊本宮崎以外の九州内で行われる場合は7,500円、熊本、宮崎は近隣になりますので6,500円というふうな断定をしてそのの条文に書かれております。

121ページ補助金の交付申請につきましては、従来は学校長の申請でしたが、大会の引率者が申請をするようなかたちにしまして校長先生にはその額の証明をしていただくというかたちでしております。

119ページに戻っていただき、附則としてこの告示は、平成29年8月1日から施行しております。以上で説明を終わります。

奥教育長：報告第26号でございました。この説明についてご意見ご質問等はいかがでしょうか。

比良委員：とてもしやすく良いと思います。この低い額になった場合困るのではないかと思いますし、今のこの値段はまた何年か後、物価や旅費等変動があった場合には見直しもあるのでしょうか。

上之原補佐：この額については、学校などいろいろ大会参加料であったり、旅費等の値上げがあった場合には随時見直しはしていきたいと思えます。

奥教育長：よろしいでしょうか。

比良委員：はい。

奥教育長：それでは報告第26号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

奥教育長：それでは報告第26号は承認といたします。

【報告第26号承認】

報告第27号日置市スクールバス運行規程を廃止する訓令について

奥教育長：報告第27号日置市スクールバス運行規程を廃止する訓令について説明をお願いします。

上之原補佐：資料は129ページからです。報告第27号日置市スクールバス運行規程（平成17年日置市教育委員会告示第10号）について、別紙のとおり臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告します。

先程承認いただきました報告第23号で若干お話をさせていただきましたけれども、スクールバス使用規則の一部改正に合わせてこの運行規程に含まれておりました内容を含めてスクールバス使用規則を改正しております。このこともあり、この運行規程は不要として改正するものであります。

130ページです。附則としまして、この訓令は、平成29年9月1日から施行しております。以上で説明を終わります。

奥教育長：ただいま、報告第27号先ほどのものと関連した内容のものですがよろしいでしょうか。

内村委員：130ページの日置市スクールバス運行規程を廃止する訓令（平成17年日置市教育委員会訓令第6号）は、廃止する。とありますがどういふことでしょうか。

上之原課長補佐：そちらは「を廃止する訓令」を削除していただいて、日置市スクールバス運行規程（平成17年日置市教育委員会訓令第6号）は、廃止する。に修正をしていただきたいと思います。

奥教育長：では、報告第27号は承認としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

奥教育長：報告第27号は承認といたします。

【報告第27号承認】

報告第28号日置市社会教育委員の任命について

奥教育長：報告第28号日置市社会教育委員の任命について、社会教育課長説明をお願いします。

梅北課長：報告第28号日置市社会教育委員の任命について、日置市社会教育委員条例（平成17年日置市条例第88号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり任命したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

134ページをお開きください。任期満了に伴います日置市社会教育委員でございます。任期が平成29年8月1日から平成31年7月31日までとなります。委員13名のうち新任が番号で言いますと、4番9番13番という委員の方々になります。市生活学校の代表の方、それから、吹上地域家庭教育活動者、議会選出の委員長ということで、13名のうち5名が女性という構成になっております。あの方方は再任となります。以上です。

奥教育長：報告第28号日置市社会教育委員の任命についてでございました。

これについて何かございますでしょうか。

（特になし）

奥教育長：それでは報告第28号については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

奥教育長：それでは報告第28号は承認といたします。

【報告第28号承認】

5 その他

6 閉会

奥教育長：以上をもちまして、平成29年度9月の日置市定例教育委員会のすべてを終了いたします。みなさん御苦労さまでした。

終了

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)